

ちっぷべつ

広報
Public Relations Magazine



5

May 2025

No.657

- 移住定住促進事業等のお知らせ・・・2
- いきいきちっぷ s・・・16
- 主要建設工事実施箇所について・・・8
- 狂犬病予防注射のお知らせ・・・20
- 戸籍にフリガナが記載されます・・・9
- 教育通信・・・22
- 議会だより・・・10



小学校交通安全教室

秩父別小学校で交通安全教室が開催され、横断歩道の渡り方や交差点での危険確認など、駐在所長や先生に教わりながら交通ルールを身につけました。

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各種事業を実施しています。

その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

新 秩父別町「君の椅子」贈呈事業（住民課） 予算額 86 万円

新しい生命の誕生に祝意を表するとともに、出生児の健やかな成長を願うことを目的として令和7年1月1日以降に出生した児童を対象に「君の椅子」を贈呈します。

「君の椅子」とは、生まれてくる子ども達に道産の無垢材で作られた椅子を贈るもので、「生まれてきてくれてありがとう。君の居場所はここにあるからね。」の想いが込められています。

贈呈対象者	令和7年1月1日以降に秩父別町で誕生したお子さん。 ※ 出生時に本町に住民登録され、引き続き町内に居住する意志がある者。
祝品	祝品は「君の椅子」プロジェクトが取り扱う椅子とし、出生児1人につき1脚とする。
贈呈方法	「君の椅子」の贈呈方法などについては、出生届の提出の際にご説明します。

結婚祝金（企画課）

予算額 80 万円

町内の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。

交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

支給対象者	・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること ・婚姻届出日現在で、夫婦の合計年齢が満80歳未満であること ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること ・夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上定住することなど
祝金の額	・夫婦1組に対して20万円

結婚新生活支援補助金（企画課）

予算額 90 万円

結婚して町内で新生活をされる世帯を対象に、引越し費用及び住居費の一部を補助します。

補助対象世帯	・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けを受理された夫婦 ・婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること ・申請日から令和8年3月31日まで申請時の住居に居住すること ・夫婦の合計所得が500万円未満であること
補助内容	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに補助対象世帯が支払った下記費用の全額（夫婦ともに29歳以下の場合：合計60万円が上限額となります） 上記以外の場合：合計30万円が上限額となります） ・住居費用……………結婚を機に購入または貸借した住居に係る費用 ・引越し費用……………結婚を機に引越しをした際に支払った費用 ・リフォーム費用…結婚を機に住宅をリフォームした際に係る費用



出産祝金 (住民課)

予算額 160 万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後 1 年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。

支給対象者	令和 6 年 4 月 1 日以降に出生し、1 年を経過した、下記のいずれにも該当する方が対象です。 ・ 出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること
祝金の額	・ 第 1 子の場合 10 万円 (内 3 万円商品券) ・ 第 2 子の場合 20 万円 (内 5 万円商品券) ・ 第 3 子以降 30 万円 (内 10 万円商品券)

在宅育児応援金 (住民課)

予算額 270 万円

児童の保育を家庭で行う在宅育児世帯への経済的負担の軽減を図るとともに、児童の健全な育成を応援することを目的として応援金を交付します。

対象児童	・ 町内在住の児童で認定こども園等に入所していない生後 10 ヶ月を超えた小学校就学前の児童
支給対象者	・ 町内在住で対象児童と住居若しくは生計を共にする者であること ・ 地方税等の公租公課を滞納していないことなど
応援金の額	・ 対象児童一人当たり月額 15,000 円 (支給は、8 月、12 月、4 月の年 3 回)

新築住宅取得補助金 (企画課)

予算額 600 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。

※ 住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。

補助対象者	・ 65 ㎡以上の住宅を新築した方 ・ 事業計画認定を受けてから 6 ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方 ・ 新築住宅取得から 3 ヶ月以内に住民票を異動された方 ・ 補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して 5 年以上定住する方など
補助金額	・ 100 万円 ・ 新婚世帯又は子育て世帯 (養育 1 人) の場合は 50 万円上乗せ ・ 子育て世帯 (養育 2 人) の場合は 100 万円上乗せ ・ 子育て世帯 (養育 3 人以上) の場合は 150 万円上乗せ



住宅用地取得補助金 (企画課)

予算額 300 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅の取得のために、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。 ※ 用地取得前にご相談ください。

補助対象者	・ 100 ㎡以上の土地を購入し、65 ㎡以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から 6 ヶ月以内に工事を完了された方 ・ 土地取得の日から 1 年以内に事業認定を受けた方 ・ 2 親等以内の親族から購入した土地でないこと ・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	・ 住宅用地購入価格の 3 分の 2 (上限 100 万円) ・ 市街地区にあっては、1 ㎡あたり 5,000 円を上限とし、それ以外は 1 ㎡あたり 300 円を上限とします。



住宅リフォーム補助金 (建設課)

予算額 650 万円

町内に定住することを目的として、現在住んでいる住宅または空き家を改修する方に対し、リフォームにかかる費用の一部を助成します。

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります。
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30 万円 (税込) 以上の工事が補助対象です。

補助対象者	・ 町内に住所を有する方 (町外から本町に住民票を異動しようとする方を含む) ・ 改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方 (町内の空き家を取得して居住しようとする方を含む) ・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に居住する方
補助金額	◆現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の 3 分の 1 (上限 30 万円) ◆町内の空き家を改修する場合 対象経費の 2 分の 1 (上限 100 万円) (町内の空き家を取得または空き家賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます) ※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。 ①改修工事が完了してから 3 ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること ②空き家を取得してから 1 年以内であること ③2 親等以内の親族から取得した空き家でないこと

区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの
内装 (各部屋共通)	○ドア取替 ○床改修 (床材張替含む) ○段差解消 ○壁改修 (塗装・壁材張替含む) ○部屋の間仕切りの変更改修 ○増築改修 ○天井改修 (天井材張替含む) ○内窓設置 ○手すり取付・取替	○ふすま取替 ○障子張替 ○畳入替・表替え
玄関	○あがりかまち、ベンチ	○下駄箱取付・取替
台所	○流し台取替 ○カウンター改修	○換気扇取替 ○棚取替 ○蛇口取替
トイレ	○便器交換 ○手洗い設置・改修	○手洗い蛇口取替 ○ウォシュレット取替
浴室・脱衣室	○ユニットバス設置・交換 ○浴槽交換	○洗面台 ○蛇口取替 ○シャワー取替
電気	○電気配線改修	○コンセント設置・交換
外装	○屋根葺替え ○屋根塗装 ○外壁張替 ○外壁塗装 ○防水工事 ○手すり取付 ○サッシ取替 (ガラスのみは不可) ○玄関フード設置	○風除室サッシ取付 ○換気口取付・取替 ○網戸取付・交換
その他	○断熱工事 ○対象工事のうち新旧入替に伴う撤去処分費用	

留意事項

一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象になりません。

住宅等除却費補助金 (企画課)

予算額 800 万円

町内の空き家の発生を抑制し、住環境の保全を図るため、老朽化した町内にある住宅の除却に要する費用の一部を助成します。**※住宅等除却前にご相談ください。**

補助対象	・ 町内に所在し、空き家もしくは今後居住する予定のない住宅であること ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された住宅であること ・ 所有者が建替えをするための除却ではないこと ・ 除却工事に要する費用が 30 万円以上であること ・ 除却工事に必要な手続を行うこと (アスベストに係る事前調査結果等報告、家屋異動届等) ・ 原則、町空き家等情報提供制度に 3 ヶ月以上登録があること
補助金額	・ 除却工事に要する費用に 2 分の 1 を乗じた額 (1,000 円未満は切り捨て) ※上限 100 万円



まちづくり・まちおこし事業補助金（企画課） 予算額 30 万円

町民の皆さんが日頃から行う、自主的・自発的なまちづくり事業に対し、経費の一部を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
補助対象経費及び助成額	・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1つの事業の限度額は補助対象経費の7割（新規事業10割）上限30万円です。
対象事業の要件	次の全ての要件を満たす必要があります。 ・公共性が認められる事業 ・「協働」の創出が認められる事業 ・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が5万円以上の事業 ・事業の計画、効果、収支が明確である事業 ・他の補助を受けていないもの

公用車貸出（企画課）

～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さんが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸し出します。

貸出対象	・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸し出しできません。
貸出車両	① ダンプトラック（定員3名、通年貸出可能、最大積載8,500kg） ※運転者は、大型自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。 ② タウンエーストラック（定員3名、通年貸出可能） 《2台あり》 ※運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。 ③ 小型タイヤショベル（定員1名、通年貸出可能） ※運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。
諸条件	・使用区域は、原則町内です。 ・使用する10日前までに申し込みをしてください。 ・使用できる時間は原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。
貸出例	・町内の清掃活動 ・町内のイベント開催時の備品搬送など
その他	・貸し出しは公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しできないことがあります。 ・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。 ・車両を損傷した場合は、修繕・賠償を請求することがあります。 ・詳しくは役場企画課企画・まちづくり係までお問い合わせください。



ゼロカーボン推進事業補助金 (企画課)

予算額 670 万円

温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与するため、省エネ住宅の取得や改修、太陽光発電設備の導入等を行う方に補助金を交付します。

補助対象者	(個人の方) ・ 町内に住所を有する方 (町外から本町に住民票を異動しようとする方を含む) ・ 自己が所有し居住することを目的とした住宅に関する工事等をする方 (事業者の方) ・ 町内で原則 1 年以上引き続き同一の事業を経営する方 ・ 自己が所有する町内の事業所等に係る工事等をする方
諸条件	・ 調査費や事務費、既設機器の撤去費、中古品の購入費は対象外 ・ 対象経費が 20 万円 (税込) 以上 ・ 同一年度内において本補助金を利用していないこと ・ 令和 6 年 4 月 1 日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものであること ・ 補助の対象となった住宅や設備の写真や工事内容を町や北海道の広報等に必要な範囲で利用することに承諾すること ※ その他、補助金の種類ごとに個別の要件があります。詳細はお問い合わせください。
補助金額	(個人の方向け) ・ ZEH 住宅の取得 50 万円 / 棟 ・ 北方型住宅 ZERO の取得 100 万円 / 棟 ・ 既存住宅への性能向上リフォーム 対象経費の 1/3 以内、上限 50 万円 ・ 新築又は既存住宅への太陽光発電設備の導入 7 万円 / kW、上限 30 万円 ・ 新築又は既存住宅への定置用蓄電池の導入 対象経費の 1/3 以内、上限 30 万円 (事業者の方向け) ・ 事業所等への太陽光発電設備の導入 5 万円 / kW、上限 50 万円 ・ 事業所等への定置用蓄電池の導入 対象経費の 1/3 以内、上限 50 万円 高効率給湯器、エアコン、LED 照明、トイレなども対象となる場合があります。

町公式 LINE (ライン) のお友達登録について

昨年度、町公式 LINE (ライン) を大幅にリニューアルしました。

町から生活に役立つ情報や防災情報などをお届けするほか、防災無線の通知やごみ出し日の通知ができるようになりましたので、今後もお友達登録がお済みでない方は、ぜひ登録してください。



【友達登録用二次元コード】

お問い合わせ 総務課情報管理係
電話 0164-33-2111 (内線 31)

防災行政無線メールの登録について

町では、外出先でも無線放送の内容が確認できるメール配信を行っています。

登録は bousai.chippubetsu-town@raidensktaiwork.jp へ空メールを送っていただくと返信がありますので、案内に従って登録してください。

なお、二次元コードを読み込むと簡単にメールが送れるほか、町ホームページのリンクからメールを送信することも可能です。



【登録用二次元コード】

お問い合わせ 総務課防災係
電話 0164-33-2111 (内線 32)



令和7年度 農業・商工業支援事業のお知らせ

● 産業後継者新規就業支援事業

予算額 100 万円

町内で農業・商工業などを営む方の後継者または新規開業に伴う新規就業者に対して経営の継続と発展を図るために、支援金を交付します。

◆対象者 ※ 次の全てに該当する年齢 45 歳未満で就業開始後 6 ヶ月以上の方

- ・町内に住所を有すること。 ・公租公課に滞納がないこと。
- ・後継者の場合は、自営業などの経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認める方であること。
- ・新規就業者の場合は、自営業等を将来的に継続する意思があること。
- ・支援金の交付決定の日から 5 年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

◆交付額

- ・ 50 万円

※ 自営業など 1 経営体につき交付対象者は 1 人とし、交付は 1 度限りです。事情によりその支援金を返還した場合であっても、2 回目の交付は行いません。

◆必要書類

- ・ 支援金申請書、定住誓約書、経営継承及び経営承継承諾書（様式は役場産業課にあります）
- ・ 住民票、公租公課の滞納の無い証明書、新規就業の経営内容が確認できる書類

● 農地所有適格法人設立支援事業

予算額 100 万円

秩父別町内で経営の多角化、作業受託などの発展的な農業経営を目的に、農地所有適格法人を設立する農業者に対して、経営の初期段階に必要な資金を交付します。

◆対象者

- ・町内に在住する親族（2 親等以内）ではない 2 戸以上の農業者で法人を設立し、設立した年度から 1 年度以内に認定農業者になることを確約できる法人。

※ 1 戸の農業経営者が 2 つ以上の法人の構成員になる場合、支援金の交付対象は 1 法人限りです。

◆交付額

- ・ 100 万円

◆必要書類

- ・ 申請書、認定農業者になる誓約書（様式は役場産業課にあります）
- ・ 法人の登記簿謄本及び定款

● 土壌診断費用助成事業

予算額 132 万円

肥料・燃料など農業資材の高騰が続く中、圃場の土壌養分を診断し、過剰施肥などの見直しにより農業経営の負担緩和を図ることを目的に、土壌診断に係る費用を支援します。

◆対象者

- ・個人経営者は町内に住所を有する方、農地所有適格法人は町内に登記上の住所を有する法人で、令和 6 年度から 3 年の間で土壌診断を実施するもの。

◆補助額

- ・ 1 ヘクタールにつき 1 ヶ所の土壌診断費用にかかる経費に対し、J A 北いぶきと町がそれぞれ 5 割を負担します。農業者に負担はありません。

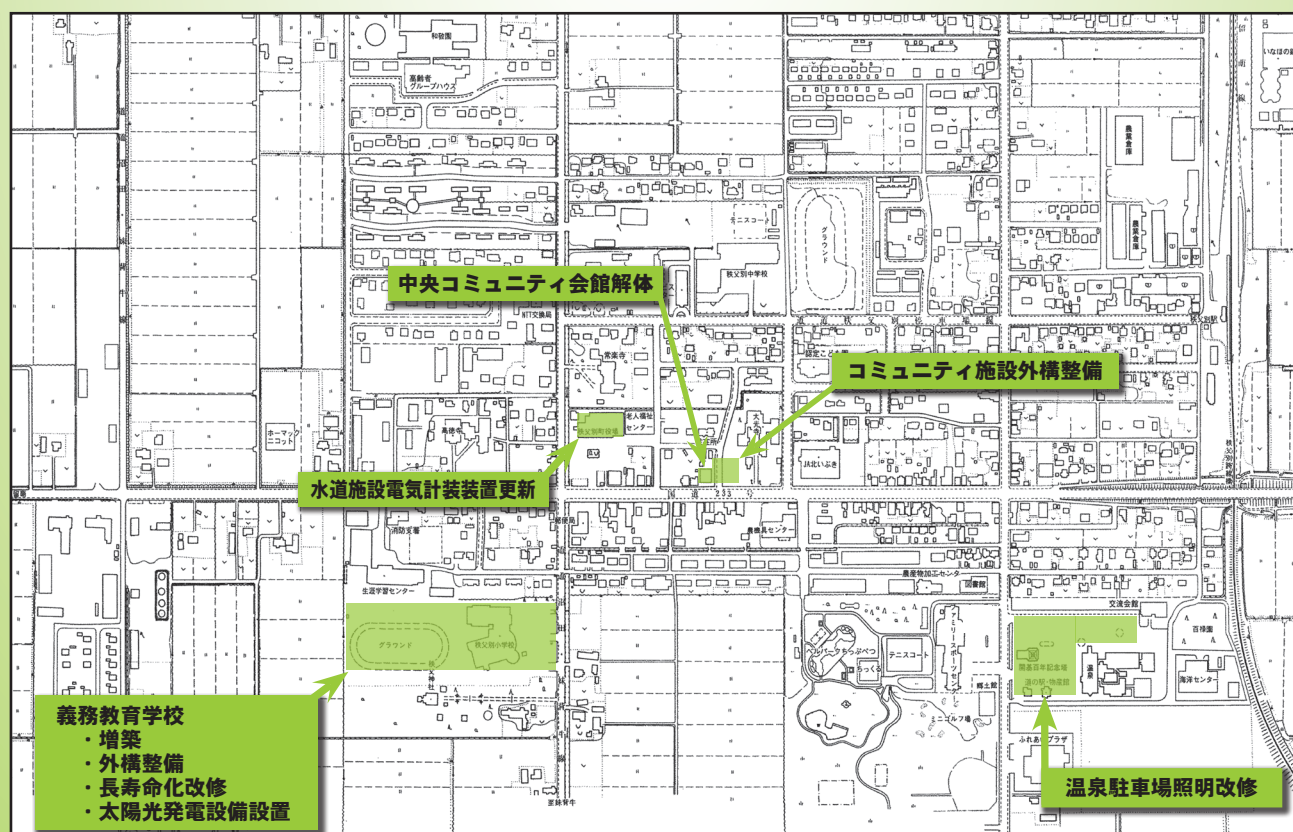
◆申請方法

- ・ J A 北いぶきが申請の取りまとめを行います。

お問い合わせ 産業課商工係・農政係 電話 0164-33-2111（内線63・64）



令和 7 年度 主要建設工事の 実施予定箇所を お知らせします



お問い合わせ 建設課管理係 電話 0164-33-2111 (内線92)

～ 2025年5月26日 改正戸籍法施行 ～ 戸籍にフリガナが記載されます！



◎振り仮名の通知が届いたら必ず確認してください

令和7年(2025年)5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名(フリガナ)が追加されることになります。

この日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名の通知が、原則として戸籍の筆頭者宛に送付されます。

通知の振り仮名が正しいときは、届出をする必要はありません。通知のとおり戸籍に記載されます。なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありませんので、詐欺等にご注意ください。

戸籍の振り仮名制度について、詳細は法務省ホームページでご案内しています。



戸籍 フリガナ 検索

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/>



お問い合わせ 住民課戸籍係 電話 0164-33-2111 (内線42・43)



3/25 田中康雄さんに感謝状贈呈



4/10 藤岡和正さんに感謝状贈呈

● 監査委員

藤岡 和正 氏

【在任期間】 平成29年4月～令和7年3月

● 固定資産評価審査委員会委員

田中 康雄 氏

【在任期間】 平成22年3月～令和7年3月

■ 永年のご功勞に感謝

3月の任期満了に伴い退任された各種委員の方に、町長から感謝状の贈呈を行いました。永年にわたり各種委員として町政等にご貢献いただきました。ありがとうございます。

退任された各種委員に
感謝状を贈呈しました

議 会 だより

発行/秩父別町議会
編集/広報公聴常任委員会
TEL/0164-33-2111
(議会事務局 内線25・26)



町民と議員との懇談会のようす

◆第1回町議会定例会◆

令和7年度一般会計予算
51億496万円を可決！

今年の仕事ピックアップ

町立歯科診療所診療体制を拡充

これまで週1回の診療でしたが、令和7年9月から平日週5日診療に

「君の椅子」の贈呈

生後100日を迎えたお子さんに、名前と生年月日を刻印した椅子を贈呈

奨学金制度創設

高等学校、大学等への就学又は在学する学生に、減免規定を設けた無利子での貸与

保育料完全無償化

保育料の無償化を3歳未満児・第1子にまで拡大

◎補正予算

令和6年度一般会計では、ふるさと納税額の増加に伴う返礼品などの必要経費の増額や、各種事業費の入札執行残などによる減額を盛り込んだ補正予算が成立しました。

令和7年第1回町議会定例会が3月11日から12日に開催され、令和6年度の各会計補正予算6件、条例の設定及び一部改正7件、町道の認定等1件、新年度予算6件、人事案件2件を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

また、町長が新年度行政執行方針を、教育長が教育行政執行方針をそれぞれ表明しました。

新年度予算審議にあたっては、全議員による予算審査特別委員会を、委員長に岡崎議員、副委員長に中西議員を選出して設置し、2日間にわたる集中審議を行い、活発に議論が交わされました。



◎条例の設定

秩父別町奨学資金条例が設定され、高校・大学等に進学する学生を支援するため、新たに償還金の減免規定を設けた無利子の奨学資金貸与制度が設置されました。子育て世帯の経済的負担の軽減と、安心して就学できる環境が整備されます。

◎町道の認定等

秩父別町コミュニティプラザの整備に伴い、既存の町道の一部をバス専用道路とするため廃止をし、残りの区間を新たに町道として認定しました。

◎人事案件

・監査委員

【新任】 蓑口 洋次 氏



・固定資産評価審査委員

【新任】 宮本 義治 氏



一般質問

(質問と答弁の内容を要約してお知らせします)

第1回町議会定例会一般質問

質問

藤岡 浩文 議員



健康増進にスマホ歩数計アプリの活用を

【藤岡】 現代の社会において、足腰の健康維持は健康寿命を延ばすために必要なことです。

町ではスポーツイベントなどを実施して町民の健康増進に向けた取り組みを進めています。

また、住民健診の受診率向上に向け、商工会と連携し、秩父別町スタンプ会が発行するカードへのポイント付与を実施しています。

そこで、さらに一歩進めた取り組みとして、スマートフォン歩数計アプリを活用した「健康増進ポイ活事業」を提案します。

町民の多くが利用しているスマホに歩数計アプリを



この「健康増進ポイ活事業」の実現について、町長のお考えをお伺いします。

インストールしてもらい、歩いた歩数に応じてポイントを付与し、町内での買い物に使えるようにすることでウォーキングを始めるきっかけを提供することができ、商工振興の一助にもなると考えます。

【町長】 町では長年にわたる町民の健康増進を目的として、健康づくり教室や各種スポーツ教室の開催、高齢者向けの「まるごと元気運動教室」など様々な取り組みを進めてきました。

特にウォーキングにつきましては、平成10年度から7年間にわたり健康ウォーキング教室を開催したこともあり、誰もが簡単にできる運動として認知され、現在では多くの町民の方が健康づくりのためにウォーキングに取り組んでいます。

さらに近年は、健康ポイント事業を実施し、各種健診事業や介護予防事業などの参加に対して秩父別町スタンプ会のポイントを付与することで健康づくりに対する意識の高揚を図っているところですが、

現在、民間事業者から提供されている歩数計アプリの中には、利用者のモチ

町長答弁

アプリの独自開発は困難だが、スタンプ会の機器更新の際に費用面も含め再検討したい

バージョンを維持するために、歩数に応じて買い物などに利用できるポイントが付与される機能を備えたものも存在します。

また、札幌市をはじめいくつかの自治体では民間企業とタイアップして、独自にポイント付与機能などを備える健康増進用のアプリを開発して運用しています。

札幌市のように独自にアプリを開発してポイントを付与するためには、開発費用や運用に多額の費用を要し、本町の規模の自治体では難しいと考えているところですが、歩数計アプリの活用は有効なツールであると考えていることから、スタンプ会の機器更新の際に費用面も含め再検討したいと思っています。

これからも町民の健康寿命の延伸に貢献できるよう様々なご意見に耳を傾けながら取り組んでまいります。



予算審査特別委員会

令和7年度一般会計予算ほか5会計予算について、3月11日から2日間にわたり審議を行いました。

委員会における質疑応答の主なものをいくつか紹介します。



◎消防団員

問 消防団員報酬が50人分計上されているが、現在の団員数は

答 現在、45名が在籍しており、定員を満たしていない状況です。今後も勧誘を行い、定数確保を目指していきます。

◎ふるさと納税

問 コメ不足の影響を受ける中、ふるさと納税の返礼品は確保できているのか

答 農協と協議し、数量の確保をお願いしています。価格については、国の指導に基づき、寄付金額の3割以内を維持しています。

◎インバウンド事業

問 インバウンド事業により、本町にタイを中心とした旅行者が増えていると思うが、何人の外国人が訪れているか

答 本町では、外国人に5日間滞在していたたく事業を実施しており、令和5年度の実績では、年間

15回の実施で128名が来町。令和6年度も同等の実績を見込んでいます。

問 町長がタイを訪れ、トップセールスを行うことで、さらなるインバウンド事業に取り組まれては

答 隣町では外国人の方が働き手として活躍しています。観光だけではなく、老人福祉施設等の人手不足という観点からも検討したいと思います。

◎JR留萌本線

問 JR留萌本線の廃止に伴うイベントについて、どのような計画か

答 深川市・沼田町と合同で実施する予定です。車窓を動画で残すことやノベルティグッズの製作などを検討しています。

◎バス停移設

問 コミュニティプラザの完成後、バス停はどこに

答 空知中央バスが運行している沼田線のバス停は、役場前と農協前をコミュニティプラザに移設します。沿岸バス・道北バスも、

役場前のバス停をコミュニティプラザに移設します（一丁目は現況維持）。

また、JR廃止後の通学時間帯のバスについては、朝は道北バスと明日萌観光、夕方は道北バスが沼田・深川間を運行しますが、その際、本町の乗降場所は、コミュニティプラザとなります。

◎一時保育事業

問 こども園の一時保育事業の状況について

答 3月末で保育士が2名退職します。すぐに補充できなければ、一時保育を中止せざるを得ない状況です。関係各所への訪問や管内外への募集を積極的に行い、確保に努めます。

◎住民課の新規事業

問 「君の椅子」事業の内容は

答 生後100日を迎えたお子さんに、名前と生年月日を刻印した椅子を贈呈します。

問 オレンジカフェの事業内容は

答 認知症について、ご本人やご家族が気軽に参加し、悩み事や専門的な相談ができる場を設けます。

◎環境防除

問 環境防除交付金における防除の実施場所は

答 鉄道用地や河川敷地等の公共用地で水田に面している場所です。

◎農業団体等への研修補助

問 農業団体等研修費補助金の内容は

答 JA青年部など農業・商業の経営者及び担い手となる青年等が、国内外で研修を行う際に必要な経費を補助する制度です。

◎農民協議会補助金

問 農民協議会補助金の内容は

答 農業者の税申告業務に伴うパソコンやコピー機の使用経費、人件費などに対して補助しています。

◎産業後継者対策

問 産業後継者等育成推進

協議会について、いわゆる花嫁対策事業は行っているのか

答 コロナ禍から引き続き実施していない状況です。今後の実施については、他団体とも協議し前向きに検討します。

◎自治体国際化協会

問 自治体国際化協会負担金の内容は

答 外国語指導助手（ALT）を招致するための負担金で、ALTが帰任するための旅費相当分を含んでいます。

◎小中学校の講師謝金

問 小中学校の講師謝金の内容は

答 サイバーセキュリティや金融教育など、子ども達の将来の自立に向けた能力を育てるための学びが求められています。そのため、学校が希望する講師を招くための予算を計上しています。

◎小中学校タブレット

問 小中学校のタブレット更新の理由は

答 タブレット端末を導入してから6年が経過しており、更新時期がきています。一度に児童・生徒全員分のタブレットを更新すると高額になるので、令和7年度から3年かけて更新する計画です。

◎屋内遊戯場ちっくる

問 どのような遊具を購入する予定か

答 「エアトラック」という高跳びマットを長くしたような弾力性のある遊具で、内部に空気が入っており、トランポリンのように遊ぶことができます。

◎小中学校ヘルメット購入補助

問 ヘルメットのサイズが合わなくなり購入する場合も、補助の対象か

答 小中学校の入学時に補助しており、それ以外は補助対象外です。



第4回 町民と議員との懇談会

あなたの声がまちを豊かにする

2月16日、4回目となる懇談会をスポーツセンターで開催し、13名の方の参加をいただきました。

懇談は3グループに分かれて行い、高齢者支援、町内の防犯対策、JR廃線後の跡地利用、保育士の確保対策、公共施設の利用及び議員定数や議会活動など、幅広いテーマについて貴重な意見を伺うことができました。

これらの意見は議会全体で共有するとともに、各委員会や議員活動の中で精査・検討し、必要に応じて町政に届けていきます。



町議会のことを知ってもらうための、2回目の特集です。

前回は、令和6年11月発行の議会だより143号に「町議会の役割と仕事」を掲載しています。

今回は、秩父別町議会の定数や委員会などについて紹介します。

特集《町議会のしくみ》

町議会の概要

1. 定数・任期・報酬及び年代別構成など

- 議員定数 9人（まちの規模等により異なります。）
- 任期 4年（現職の任期は、令和5年3月31日から令和9年3月30日までです。）
- 議員報酬

区分	報酬月額	期末手当
議長	268,000円	年間 460/100
副議長	212,000円	
委員長	194,000円	
議員	177,000円	

■議員の年代別構成（令和7年4月1日現在）

50歳未満	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計	平均	最高	最低
0人	1人	3人	5人	9人	70歳	86歳	54歳

■選挙時の議員定数・投票率等の推移 ※人口は各年1月1日現在

	平成15年	平成19年	平成23年	平成27年	平成31年	令和5年
議員定数	13人	9人	9人	9人	9人	9人
立候補者数	14人	10人	9人	10人	9人	9人
投票率	93.60%	89.63%	無投票	85.66%	無投票	無投票
人口	3,204人	2,987人	2,766人	2,614人	2,424人	2,297人
議員一人当たりの人口	246.5人	331.9人	307.3人	290.4人	269.3人	255.2人

2. 各委員会の紹介

■常任委員会

- ・総務経済常任委員会（定数9人）
町の行政全般について調査を行い、必要に応じて議案の審査も行います。
- ・広報公聴常任委員会（定数4人）
議会広報誌の編集・発行や、町民の皆さんの意見を聴く活動を行います。

■議会運営委員会（定数5人）

議会が円滑かつ効率的に運営されるよう、運営方法などについて話し合います。

■特別委員会

特別委員会は、必要に応じて議会の議決によって設置されます。

現在、「議会改革活性化特別委員会」（全議員で構成）が設置され、議会改革や活性化について検討を進めています。この取り組みについては、令和7年2月発行の「議会だより144号」で中間報告を行いました。

また、町が提出する当初予算や決算の審査のため、「予算・決算審査特別委員会」を設置し、慎重に審査を行っています。



第1回町議会 臨時会

2月3日、第1回臨時会が開催され、承認1件、補正予算1件を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

●補正予算

令和6年度一般会計予算において、本町の特産品であるトマトジュース「あかずきんちゃん」の原料を確保するため、秩父別振興公社が行う加工用トマト栽培に必要なビニールハウスの整備等に対する補助金として、4,323万円を追加しました。

●専決処分の承認

国の総合経済対策における低所得者への支援として、令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金の準備を早急に進める必要があったため、地方自治法第179条の規定に基づき、令和7年1月10日付けで専決処分により一般会計の補正を行ったことを承認しました。

所管事務調査 申し出

議会閉会中の所管事務調査について、各委員会から次のとおり申し出がありました。

- ・総務経済常任委員会
- ・商工振興対策の現状と課題について
- ・農地の移転状況について
- ・いじめ及び不登校の現状と対策について
- 広報公聴常任委員会
- ・議会広報誌の編集及び発行に関する事項について
- ・議会広報及び公聴の実施調査及び研究に関する事項について
- 議会運営委員会
- ・次期町議会（定例会までの臨時会を含む）の運営について

町議会を傍聴しましょう

本会議は公開が原則であり、傍聴することができます。

今回の定例会は6月を予定しています。

議会の主な動き

【2月】

3日 全員協議会
第1回町議会臨時会
まとい会総会
12日 屯田会総会
13日 建国祭典
15日 町民と議員の懇談会
16日 農業再生協議会臨時総会
19日 地域懇談会
26日 交通安全協会通常総会
28日 議会運営委員会

【3月】

4日 議会改革活性化特別委員会
町政討論会
11日 全員協議会
第1回町議会定例会（12日）
予算審査特別委員会（12日）
12日 中学校卒業式
全員協議会
広報公聴常任委員会

【4月】

17日 農民協議会定期総会
19日 小学校卒業式
24日 一部事務組合議会
25日 社会福祉協議会第2回評議員会
27日 北空知葬斎場内覧会
28日 建設業協会通常総会
28日 北空知葬斎場落成式
2日 広報公聴常任委員会
7日 中学校入学式
8日 小学校入学式
14日 広報公聴常任委員会

編集後記

◇春の日差しが日に日に強くなってきている今日この頃ですが、今年は積雪がやや多く、春の作業も苦労されていることと思います。

雪の多い年は豊作になると言われていますが、今年も豊穡の秋を迎えることを願うところです。

◇今年1月、地域マイクログリッド設備が稼動を始め、災害時に避難所となる秩父別温泉、ファミリースポーツセンターなどに電力供給が確保され心強く思います。

◇JR留萌線の廃止まであと1年を切りました。寂しさを感じますが、新しいバス待合所も完成にむけて、順調に作業が進んでいるようです。

◇議員と町民との懇談会をこれまでに4回開催し多くの方にご出席いただき、ありがとうございます。

今後とも継続して開催を予定しておりますので、日程が決まり次第、ご案内させていただきます。

（真島）

新年度がスタートし、春の陽気が心地よい季節となりました。

今月から4回シリーズで“腸活”についてご紹介します。

腸活とは腸内環境のバランスを整える活動のことです。腸は『第二の脳』ともいわれ、消化器系の不調緩和や肌荒れの予防改善にも繋がります。腸の元気度は健やかな心と体づくりに影響し、人生100年時代を生きるキーワードとして非常に注目されています。

1

便通の改善

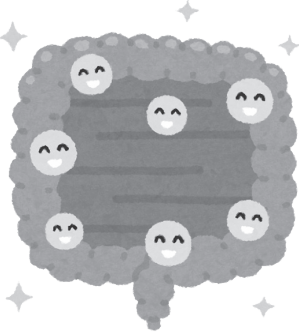
2

脂肪蓄積を抑える

3

健やかな肌

腸活のメリット6つ



4

免疫機能の向上

5

メンタルの安定

6

睡眠の質アップ

腸活には
腸内細菌比がカギ

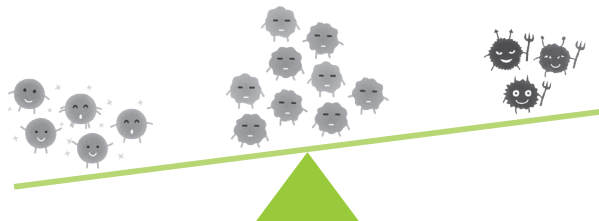
腸内細菌の黄金比

善玉菌

日和見菌

悪玉菌

2 : 7 : 1



◇腸内細菌とは？◇

腸内にいる細菌。

種類は数百以上、数にして100兆個以上といわれる。

「善玉菌」

「日和見菌（ひよりみきん）」

「悪玉菌」の大きく3つに分けられ、バランスを保ちながら腸の中に存在する。

働き 細菌例	腸内 細菌	善玉菌	日和見菌	悪玉菌
主な働き		・悪玉菌の増殖を抑制 ・腸の動きを活発にする	・善玉、悪玉どちらでもなく優勢な方に味方する	・有毒物質を作る ・便を排出しづらくする
細菌の例		・ビフィズス菌 ・乳酸菌	・大腸菌（非病原性） ・連鎖球菌	・ウェルシュ菌 ・ブドウ球菌

* 次回は腸活の方法についてお伝えします *

お問い合わせ 住民課健康推進係 電話 0164-33-2111（内線48）

ちっぷつながりサポーターに突撃インタビュー！

ちっぷつながりサポーターの活動1周年を記念して、チーベルくんが活動内容や今後の予定などについてインタビューしました！

今後も住民の皆さんが元気に地域で生活するために、外出や活動の支援をしていきます。

どんな活動をしているの？

町民の皆さんが人やサークルなどにつながるサポートをしています。

サポーターだよりなどで情報発信をしたり、サークルなど外出機会の場所の紹介や相談にのり、一緒に見学に行く事もできます。

一步踏み出してみると
新たな世界が広がるかも！

今年の活動は？

会員を募集しているサークルの体験会や男性・女性限定の企画など、町民の皆さんが外に出るきっかけとなる事を考えています！サポーターだよりでも色々な情報を発信しますので、お見逃しなく！

サポーターさんがサークルなどにつなげてくれるんだね！

眞島さん

明るくて元気な方が多いと思いました。趣味があり、仲間がいる。人と交流する事は楽しくて素晴らしい事だなと感じました。今後も色々な場に行き、たくさんの方とお話をしたいです。様々な意見をお聞きしたいので、どんな事でもお話していただけると嬉しいです。よろしくお願いします！

野原さん

活動の場がたくさんある事に驚きました。色々な集まりに参加させてもらい、健康で楽しい毎日を過ごすためには、地域での繋がりと人との交流がとても大事だと感じました。サポーターさん！と声をかけていただく事が増え、嬉しいです。今年度も私たちの活動にご理解とご協力をお願いします！

インタビューをしたチーベルくんの感想

お2人とも明るくて話をすると元気をもらえました。インタビューをすると外出する事や人との交流の大事さを改めて感じました！これからもちっぷつながりサポーターの活動に大注目ですね！



Vol.71 「春が来た」

皆さん、こんにちは！

雪が溶けて、ふきのとうや花が土から静かにどんどん出て、春が来たと感じますね。

早速ですが、今年の4月、私を通して秩父別町に訪ねてくれた観光客はなんと30人以上です！

私はインバウンド事業職員として、こんなにたくさんの方々が秩父別町に興味を持ってくれて何よりです！

その30人以上の中にはリピーターの観光客もいました。それは秩父別町がそこまで愛されている証拠です。

私が感じた秩父別町の4月の魅力は雪が見える上旬、田んぼに集まる白鳥を眺めながら自転車に乗れる中旬、山菜採りを楽しめる下旬です。

私はいつもタイ人の観光客に「こんないい町に住めて羨ましい」と言われています。ですから、私は秩父別町出身の方や長くここに住む方に「あなたはいい町に住んで羨ましがられていますよ」と伝えたいです！

私は今年度も秩父別町で頑張るので、よろしくお願いします。



石の花の柴田さんに浴衣着付け体験をしていただき、たくさん写真を撮りました。



4月上旬、雪の景色を楽しんで、自転車に乗った11人のお客さん

農業者年金受給権者現況届について

農業者年金を受給されている方は、年金を受給するために現況届の提出が必要です。

現況届は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給権者ご本人あてに送付されます。

現況届が届いたら、氏名・生年月日・住所（番地記載）等を記入のうえ、6月末までに農業委員会事務局へ提出してください。

提出がないと、農業者年金の支払いが止められる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ 農業委員会事務局 電話 0164-33-2111（内線65）

地域おこし協力隊 酒井隊員 活動報告

令和4年5月から活動していた酒井隊員が3年間の活動を終えました。酒井さんに3年間の活動の振り返りと今後の展望を語っていただきました。

◆近況報告と3年間の活動について

早いもので遂に3年間の活動が経過し、4月30日をもって協力隊を退任することになりましたので、これが協力隊としての最後の記事となります。

まずは近況報告としまして、3年間お世話になった道の駅の引継ぎ作業や、掲示物の一新などを行いました。

秩父別町で過ごした3年間の活動を振り返ってみると本当に色々なことに挑戦させて頂き、町内外問わず沢山の方と関わらせていただいた3年間でした。

道の駅の営業、軽食メニューの開発、スノーモービル、鉄道関係の取り組み、大小様々なイベントの開催、空知管内の地域おこし協力隊が連携した共同イベントなどなど…

色々ありますがその一つ一つを通して様々なことを学ばせて頂き感謝しかありません。

◆今後の活動について

自分が北海道に来てやりたかったことである「観光業」に関する仕事、この経験を積むことができた3年間でありました。

ただ、秩父別町も素敵なまちではありますが、近隣市町を含めた観光、これができれば、より良いものになるのでは？と考えさせられた3年間でもありました。

今後は、近隣の市町に住みながら、広域での観光業等を考えていきたいと思っています。

秩父別町からは離れますが、自分のペースでこれからも一歩ずつ進んでいきたいと思っています。

最後になりますが秩父別町でお世話になった皆様に心より感謝を申し上げます。

3年間誠に有難うございました！今後もちよこちょこ出没しますので引き続き、ご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします！

この記事を読んでいる頃には、大好評のソフトクリームが販売されていますので、ぜひ道の駅に足を運んでください！



自動車税種別割の納期限は6月2日（月）です

★★★ 自動車税種別割は、次の場所や方法で納税できます ★★★

- ◆全国の金融機関、郵便局（一部金融機関を除く） ◆総合振興局、道税事務所の窓口
- ◆全国の主要コンビニエンスストア（セイコーマート、セブンイレブン、ローソンなど）
- ◆スマホやパソコン等による、キャッシュレス納税

詳しくはこちら ▶ <https://www.payment.eitax.lta.go.jp/>



■納税通知書は5月7日（水）に発送されています。

■納税通知書が届かない、納税について相談があるときは下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ 空知総合振興局深川道税事務所 電話 0164-23-3578



畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射日程

■実施日時 **5月27日（火）** 午前9時から午前11時30分
6月10日（火） 午後5時30分から午後6時45分

■実施場所 役場前

■料 金 登録料 **3,000円**（新規登録のみ） 注射料等 **3,240円**
 （つり銭のないようにお願いします）



●実施日に登録及び注射が受けられない方へ

・個人宅への注射の出張サービスは行っていませんので、上記日程で注射を受けることができない方は動物病院で接種するようにしてください。

●動物病院で注射を受けた場合

・病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持参のうえ、役場住民課衛生係までお越しください。注射済票を交付いたします。（手数料550円が必要です）

●飼い犬の異動（譲渡や転入・死亡など）があった場合

・飼い犬が転入・死亡したり、飼い犬を譲ったりした場合には届出が必要になります。
 ・異動があった場合は、役場住民課衛生係までご連絡をお願いします。

狂犬病予防注射は、法律で1年に1回必ず飼い犬に注射することとなっています。

お問い合わせ 住民課衛生係 電話 0164-33-2111（内線43）

令和7年度自衛官募集案内

●自衛官候補生

資 格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女
受付期間	年間を通じて受付を行っております。
試験期日	6月8日（日）または9日（月）のいずれか1日
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

●お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊
 電話 0166-55-0100



まちのわだい



広報に掲載した写真をご希望の方、広報誌に関するご意見、ご要望は、総務課広報係までご連絡ください。

※写真は電子メールによる提供も可能です。

・電話 0164-33-2111（内線32番）

・メール kouhou@chippubetsu.jp



元気いっぱいにお返事 認定こども園くるみ

こども園くるみで入園式が行われ、53名の園児が入園しました。

大勢の保護者が見守るなか、園児たちは元気いっぱいに遊戯場へ入場し、園長先生のお話をしっかり聞いたあと、担任の先生から名前を呼ばれると、大きな声で返事をしていました。



新たな決意を胸に 中学校入学式

秩父別中学校で入学式が行われ、20名の新1年生が入学しました。保護者や在校生が見守る中、担任の先生の後に続き入場した新入生は、内藤校長先生の式辞を真剣な表情で聞いており、これから始まる中学校生活への期待と決意を胸に新たな一歩を踏み出しました。



わくわくの新生活 小学校入学式

秩父別小学校で入学式が行われ、11名の新1年生が小学校生活のスタートを切りました。新入生たちは緊張した面持ちで会場に入場しましたが、式が始まると次第に緊張もほぐれ、担任の先生から一人ずつ名前を呼ばれると「ハイ！」と元気よく答えていました。



子ども会ボランティアセミナー

～ 北空知の小・中学生のつどい ～

3月26日から2日間、ネイパル深川で、子ども会ボランティアセミナー（北空知リーダー養成講習会）が開催されました。

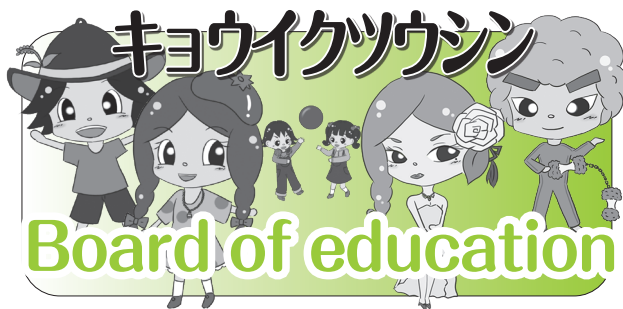
本町からは小学生5名が参加し、他市町の児童・生徒たちと交流を深めました。



交流の様子



防災アクティブプログラムの様子



地域ボランティアを募集しています

学校と地域が一体となって子供たちの成長を支える環境づくりとして、町民の皆様が培ってきた知恵や知識などの持っているスキルを、学校の授業や社会教育事業に生かしてくださる地域ボランティア募集しています。

本町に住所を有する個人・団体・企業で、学校の依頼に応じて無償で活動いただける方、教育委員会の実施する講座等で講師や事業補助としてご協力いただける方は、ぜひ地域ボランティアの登録をお願いいたします。



ドミノの様子

物品を寄贈いただきました

～ JA北いぶき女性部・やまびこの会・秩父別ライオンズクラブ・商工会女性部から ～

3月6日、JA北いぶき女性部秩父別支部（山本清美支部長）からタオルをスポーツセンターに寄贈いただきました。また、小学校の新入学児童11名に、3月25日に、やまびこの会（速見恵子会長）からマスコットを、4月4日に、秩父別ライオンズクラブ（眞島秀樹会長）からハンドタオルを、秩父別町商工会女性部（高村弘美部長）から交通安全学童用傘を寄贈いただきました。皆様のお心遣いに心から感謝申し上げます。



JA 北いぶき女性部秩父別支部からタオルの寄贈



やまびこの会からマスコットの寄贈



秩父別ライオンズクラブからハンドタオルの寄贈



秩父別町商工会女性部から傘の寄贈

◆◆◆施設からのお知らせ◆◆◆

★野外施設のオープンについて★

キュービッックコネクションなどの野外施設がオープンしました。なお、天候等により開設期間が変更になる場合があります。

施設名	開設期間	利用時間等	施設名	開設期間	利用時間等
屋外遊戯場 キュービッックコネクション	4月26日～ 10月31日 (休場：第4月曜日)	4～8月 8:00～18:00 9・10月 9:00～17:00	パークゴルフ場 【有料】	4月24日～ 10月31日	4・5月 8:00～18:00 6～8月 7:00～18:00 9・10月 8:00～日没
テニスコート	5月1日～ 10月31日	9:00～日没	野球場	4月27日～ 10月31日	9:00～21:00
キャンプ場	5月1日～ 9月30日	完全予約制 デイキャンプは 18:00まで(5月～8月)			

★ベルパークちっぷべつキャンプ場の利用方法について★

ベルパークちっぷべつキャンプ場の利用方法は下記のとおりです。利用するにあたってご不明点等がありましたら教育委員会までお問い合わせください。

＜予約からチェックアウトまでの手順＞

- (1) 町ホームページの「トピックス」または「観光・遊び」のページから「泊まる」のページを選択し、「ベルパークちっぷべつキャンプ場」を選択します。
- (2) 「ベルパークちっぷべつキャンプ場」のページの「空き検索・オンライン予約」を選択し、インターネット上で予約します。
- (3) 13時～17時にチェックインし、管理棟で受付と使用料金の支払いを行います。
- (4) 指定された区画にテント等を設営し、マナーを守りながらキャンプをお楽しみください。
- (5) 11時がチェックアウトの時間ですので、使用した区画をきれいにしてお帰りください。

図書館だより

◆◆図書館ご利用のご案内◆◆

図書の貸出は、一部の参考図書を除き1人5冊まで、14日間利用できます。

また、リクエストサービスもあり、当館に蔵書がない場合は依頼に基づき図書の購入や、北海道立図書館をはじめ他市町の図書館から借用して貸出することもできます。ぜひ、お気軽にご利用ください。

○開館時間 午前10時から午後6時まで（小学生のみでの利用は午後5時まで）

○休館日 月曜日・年末年始

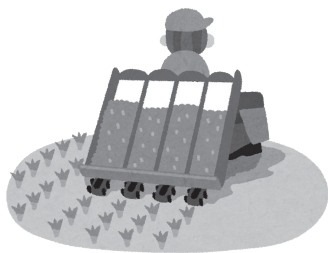
【お問い合わせ】 秩父別町図書館 電話（0164-33-2220）

※ 町公式LINEに、生涯学習カレンダーを掲載しましたので、ご活用ください。

○ 教育通信に関するお問い合わせ先 ○

教育委員会社会教育・社会体育係 【電話0164-33-2555】





おくやみもうしあげます
町内名氏名年齢
日の出 畠山恵美子 99歳
(敬称略)

◆◆ 戸籍の窓 ◆◆

令和7年 4月末日 現在	人口	2,151人(−5人)
	男	1,005人(−3人)
	女	1,146人(−2人)
	世帯数	1,054戸(−1戸)
4月中の動き	出生 転入	1人・死亡 1人 5人・転出 10人



【前勤務 旭川方面羽幌警察署焼尻駐在所】

秩父別駐在所長
浅井 光範さん

秩父別駐在所人事異動
浅井所長が着任しました
小野寺均所長の後任として、4月1日付けで浅井光範駐在所長が着任しました。どうぞよろしく願います。

HAPPY BIRTHDAY! ちっぷっ子



ちっちゃんたちに
祝いました

4月3日
生まれ

石井 せな 惺 ちゃん
ママ 汐梨さん
(中央東 町内)

任期 令和7年4月1日
令和9年3月31日



【西米】本村 修二さん(再任)

行政相談委員の
決定について
令和7年4月1日付けで総務大臣から行政相談委員の委嘱がありましたのでお知らせします。

秩父別町マイクログリッド設備 発電実績等

令和7年3月

エリア内使用電力	99,362 kWh	
うち発電電力	37,981 kWh	(自給率 38.2%)
CO2排出削減量	20,320 kg-CO2	(杉の木 1,451 本分)

